

静岡県薬第 300 号

令和 4 年 8 月 4 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会

会長 石川 幸伸

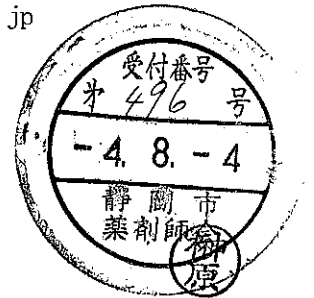
「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の
取り扱いについて」における交付対象経費の改正の適用時期について

標題の件について、静岡県感染症対策担当部長から別添写（令和 4 年 7 月 29 日付け感新推
第 405 号）のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；橋本

電話：054-203-2023/FAX：054-203-2028

E-mail：kenyaku@shizuyaku.or.jp





感新推第 405 号
令和 4 年 7 月 29 日

一般社団法人静岡県医師会会長 様
公益社団法人静岡県病院協会会長 様
公益社団法人静岡県薬剤師会会長 様

静岡県感染症対策担当部長

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」
の取り扱いについて」における交付対象経費の改正の適用時期について

日頃、本県の感染症対策の推進について、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業の交付対象経費の適用時期である「令和 4 年 8 月 1 日（これにより難しい場合は、同年 9 月 1 日までの都道府県が定める日）以降」における「都道府県が定める日」を下記のとおりとしますのでお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 国通知

令和 4 年 7 月 26 日付け内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取り扱いについて」

2 都道府県が定める日

令和 4 年 8 月 29 日（月）

3 補助金交付要綱の改正

「静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱」は、改正次第、おって通知します。

担 当：健康福祉部感染症対策局
新型コロナウイルス対策推進課
機動第 4 班

電 話：054-221-2727

静岡県
4.8.-3
第 479 号
受付

事務連絡
令和4年7月26日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 検査促進枠の交付対象経費の改定について

実施事業者が実施する検査等費用については、令和4年6月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更等について」において、検査キット原価以外の部分も含め、更なる見直しを行う予定としていたところです。これに基づき、令和4年8月1日（これにより難しい場合は、同年9月1日までの都道府県が定める日）以降、1回当たりの検査キット原価及びその他実施事業者において生じる各種経費等は、以下に定める額とします。

(1回当たりの検査キット原価(PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む))

PCR検査等

・・・実施事業者の仕入額

(1日当たりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計。以下同じ。)が50回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総検査回数ベース)を乗じて得た数以下の回数については、上限7,000円(税込))

(1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回(総

検査回数ベース) を乗じて得た数を超える回数については、上限 5,000 円 (税込)

(1 日当たりの総検査回数が 100 回を超える場合 同日の総検査回数に占める PCR 検査等の回数の割合に 100 回 (総検査回数ベース) を乗じて得た数を超える回数については、上限 3,000 円 (税込))

上記の基準による支給額の算定に当たっては、1 日当たりの総検査回数・PCR 検査等の回数及び基準値 (50 回又は 100 回) については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。

抗原定性検査

・・・実施事業者の仕入額 (上限 1,500 円 (税込))

(その他実施事業者において生じる各種経費等)

PCR 検査等及び抗原定性検査

・・・都道府県が定める金額

(1 日当たりの総検査回数が 50 回以下の場合 上限 2,500 円 (税込))

(1 日当たりの総検査回数が 50 回を超え、かつ、100 回以下の場合 同日の総検査回数が 50 回を超える回数については、上限 1,800 円 (税込))

(1 日当たりの総検査回数が 100 回を超える場合 同日の総検査回数が 100 回を超える回数については、上限 1,100 円 (税込))

上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1 日当たりの総検査回数及び基準値 (50 回又は 100 回) については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。

2. 交付対象経費の改定に伴う検査促進計画の協議について

1 回当たりの検査キット原価及びその他実施事業者において生じる各種経費等の変更等に伴い、検査促進計画を改めて提出するようお願いいたします。これに伴い、検査促進計画様式を別紙 1 のとおり改正いたします。

<関係資料一覧>

別紙 1 特措法担当大臣との協議における提出様式 (検査促進計画)

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 徳永・石本・高木・西村・塚本・栃木
大澤・東浦・林・大村
直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752

検査回数/日 (抗原定性検査及びPCR検査等の合計)	検査キット仕入原価		各種経費等
	抗原定性検査	PCR検査等	
①日50回以下 (月30日の場合、月1,500回以下)	上限1,500円	上限7,000円	上限2,500円
②日50回超 (月30日の場合、月1,500回超)		上限5,000円	上限1,800円
③日100回超 (月30日の場合、月3,000回超)		上限3,000円	上限1,100円

※ 左欄（検査回数/日）の基準に該当する回数分について、それぞれ、右欄（検査キット仕入原価、各種経費等）を適用。

※ 令和4年8月1日（これにより難しい場合は、同年9月1日までの都道府県が定める日）以降、適用。

※ 1日当たりの検査回数及び基準（50回又は100回）は、同日の属する月の合計値に換算して適用。

※ 仕入原価の上限額と1か月の検査件数により算定した総額の範囲内で仕入原価・各種経費等補助を支給（事業者が申告する仕入単価は単一）。

PCR検査件数の閾値 (PCR検査キット仕入原価に対する支援額の閾値)

(例：総検査件数/月 (内訳))

PCR検査 2400回/月 (80回/日)
 + 抗原定性検査 1600回/月 (約50回/日)

< 上限7,000円⇒5,000円の閾値 (抗原定性検査と併せて50回/日) >

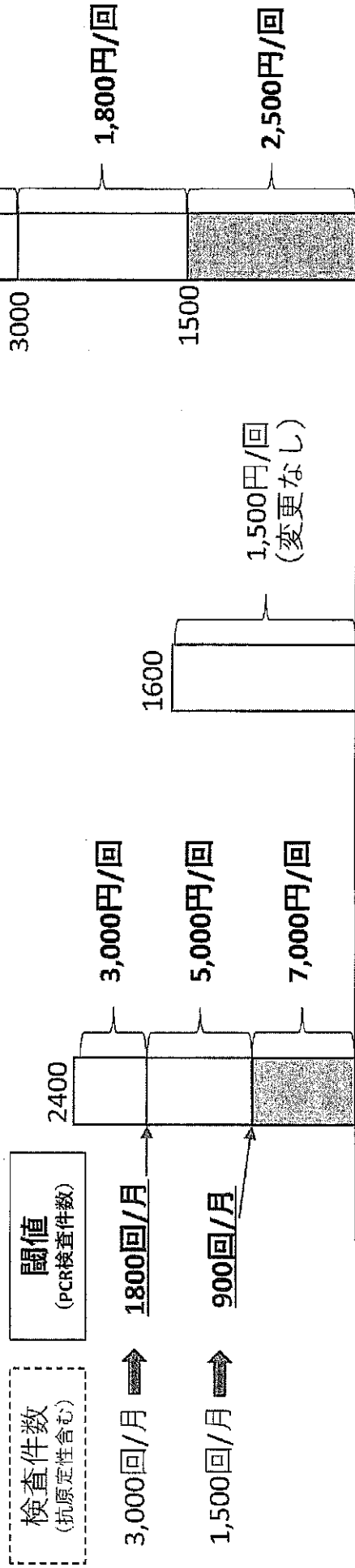
50回/日 (検査件数/日) × 2400 / 4,000 (PCR検査の割合) (月換算) × 30日 = 900回/月

< 上限5,000円⇒3,000円の閾値 (抗原定性検査と併せて100回/日) >

100回/日 × 2400 / 4,000 × 30日 = 1800回/月

【イメージ図：新価格体系の適用 (上限値)】

(PCR検査件数の閾値 (上述))



検査キット仕入れ原価上限 (PCR検査等) 検査キット仕入れ原価上限 (抗原定性検査) 手数料等上限 (PCR検査/抗原定性検査)

